



RIETI Discussion Paper Series 11-J-016

- 企業情報開示システムの最適設計 -
第4編
IFRS 導入と監査のあり方

五十嵐 則夫
横浜国立大学

浦崎 直浩
近畿大学

町田 祥弘
青山学院大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所
<http://www.rieti.go.jp/jp/>

-企業情報開示システムの最適設計-

第4編

IFRS 導入と監査のあり方*

五十嵐則夫（横浜国立大学）

浦崎 直浩（近畿大学）

町田 祥弘（青山学院大学）

要旨

わが国では、2010年3月期事業年度よりIFRSに基づく財務諸表の任意適用が認められ、2012年度にはIFRSの強制適用の判断が行われることになり、2015年または2016年から適用される予定である。IFRSの主要特徴として、原則主義に基づいて財務諸表を作成することが挙げられる。原則主義では、目的を基礎とする基本原則に基づき、最小限の適用指針で、判断の行使を求められる。また、IFRSは、投資家などに有用な情報を提供するために、財務情報に将来キャッシュ・フローの正味現在価値を使用するなど、公正価値会計を基盤としている。この結果、財務情報には、より広範囲な会計上の見積もりを含み、経営者の主観的判断を伴うことが多いという特性、複雑な仮定、不確実性の程度などを包含することになる。

こうした状況の下、本DP4では、以下、五十嵐・町田論文において、IFRS下の監査において重要となる監査の品質のフレームワークを述べた上で、IFRSの下での監査上の課題として、監査判断、公正価値会計と監査可能性、エンフォースメントの問題を取り上げて論じている。

また、浦崎論文では、IFRSの特徴を、最善の仮定に基づき、また、仮説的仮定に基づく情報および仮説的仮定と最善の仮定が混在して作成される予測財務情報の監査・保証と同様の課題を持っているものと捉えた上で、予測財務情報の信頼性と保証の類型を検討し、かかる情報にいかにして一定の信頼性を担保しつつ目的適合性の質を促進するかを検討し、IFRSの監査への考え方を論じている。

キーワード：IFRS、監査品質、監査判断、原則主義、公正価値、監査可能性、
エンフォースメント、信頼性の保証、監査基準、普遍性の検証、操作的検証

JEL classification: M4, M41, M42

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独)経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

*本稿は、(独)経済産業研究所の研究プロジェクト「企業情報開示システムの最適設計」の成果、全5編のうちの第4編である。

本稿の構成

IFRS の下での財務諸表監査の課題

五十嵐則夫・町田祥弘

補論

企業情報開示システムの最適設計に資する監査制度の構築へ向けて
―見積・予測財務情報の保証業務のあり方について―

浦崎直浩

IFRS の下での財務諸表監査の課題

五十嵐則夫・町田祥弘

1. はじめに

現在、100ヶ国以上で、IASB が作成する IFRS のアドプション・コンバージェンスが検討されている。IASB の目的は、公共の利益のために、高品質で、理解可能な、かつ強制力のある「単一で一組の高品質な会計基準 (a single set of high quality accounting standards)」の開発を目指しているのである。そして、IASB が開発している IFRS は、世界中の資本市場の参加者及び財務情報の利用者の経済的意思決定に役立つことを目的としている。こうした状況の下、我が国でも、2010年3月期から IFRS に基づく連結財務諸表の任意適用が行われ、2012年度に IFRS の強制適用の判断が実施され、2015年または2016年から IFRS の強制適用が行われる予定のロードマップが提示されている。資本市場において、会計制度と監査制度は一对のインフラストラクチャであり、双方の適切な制度の構築及び適用が資本市場参加者の保護のために必須である。

本稿は、こうした状況の下で、IFRS に基づく財務諸表に対する監査のあり方を検討するものである。具体的には、IASB の作成している主要な特徴を明らかにし、その特徴に対して、現在の監査アプローチの課題を明らかにすることを試み、将来の監査制度のあり方に対する一助を提供する事を目的とするものである。

現在、IASB が作成している IFRS の主要な特徴は、①投資家の意思決定に有用な情報を提供する事を目的とする投資家モデル、②公正価値会計、③原則主義 及び④広範囲の開示等と考えられる。

本稿は、こうした IFRS の特徴を踏まえ、IFRS に基づく財務諸表監査において、まず、財務諸表監査の品質を向上するためには監査品質のフレームワークの検討が必要であること、IFRS が原則主義に基づいて作成されることを考えると、経済取引・事象に原則主義を適用した会計上の認識・測定に対する会計上の判断及び監査人の判断を検討することが必要であることを論じる。また、原則主義の下で作成された財務諸表は将来のキャッシュ・フローの予測や複雑な仮定などが含まれており当該事項に対する監査の課題並びに公正価値会計と監査可能性の課題を検討することとする。

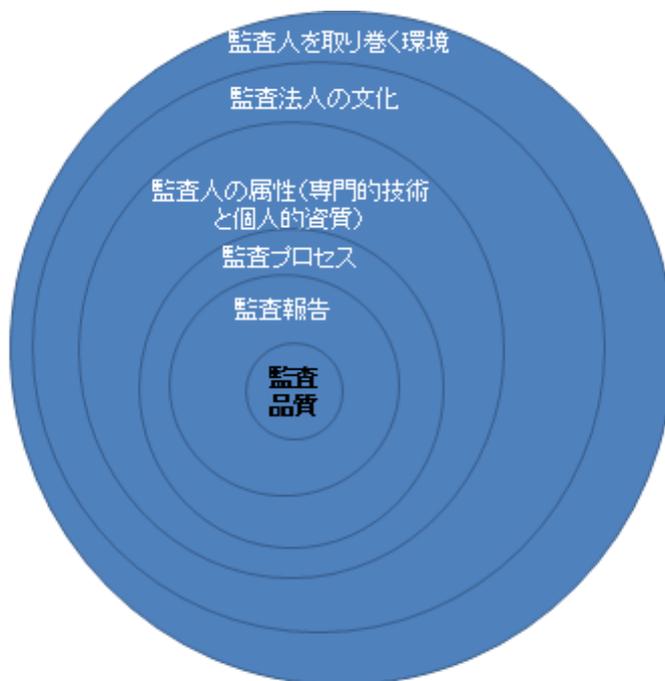
2. 財務諸表監査について

(1) 監査の品質のフレームワーク

財務諸表監査において重要なことは高品質な監査を実施することであり、IFRS に基づく財務諸表監査においても同様である。本稿では、こうした考えに基づき、まず、高品質を達成するための基盤である監査の品質の視点を述べることから始めることとする。

監査の品質については、様々な視点があるが、ここでは、監査品質は単一の要素に基づいてのみ達成されるのではなく、多次元的要素が適切に相互に影響を与え、実行されることにより達成されるとの考え方を取ることとした。（下記の図表を参照のこと。）

図表1—監査品質のフレームワークについて(UK FRC[2008],図表作成—筆者)



監査品質を達成するには、第一に財務諸表への監査報告の信頼性と有用性が必要である。その監査報告には財務諸表の利用者にニーズに応えることが出来るように監査意見を明確に記述することが必要となる。また、監査意見の基礎となる重要なリスクや判断を述べるとともに企業の財務報告を改善するための質的な局面を述べる必要がある。なお、この監査報告書を制度として採用するには、各国の法制度に依存する事になるので、グローバル化の局面とともに各国の文化等を考慮する必要がある。

第二に、監査プロセスでは有効な監査アプローチの開発が必要であり、この中には十分かつ適切な監査証拠 (sufficient appropriate audit evidence) を効果的かつ効率的に入手するフレームワークと手続きを含む必要がある。

第三に、監査人の属性 (専門的技術と個人的資質) が必要になる。この中には、企業のビジネスの理解、専門家としての懐疑心 (professional skepticism) 等が含まれる。

第四に、監査法人の文化 (culture) である。監査は監査基準に準拠して監査意見を述べることになるが、その適用には監査法人の文化が明示的、暗黙的に相当程度影響している。この監査法人の文化には、高品質の監査の達成に価値があり、評価されそしてその達成のために投資されていることが必要である。また、公共の利益 (public interest) の重要性を理解し、常に「適切なことを実行する」こと、報酬中心志向でなく、専門家の判断を支援する体制を構築

する事等を含む。

第五に、監査人がコントロールできない領域になるが、下記のことも財務諸表監査には大きな影響を与える。例えば、企業のコーポレート・ガバナンス、監査委員会、株主及び監査品質を向上させるといふ社会の支持が必要になる。

この監査員質フレームワークの特徴は、監査の品質は適切な監査報告や妥当な監査プロセスの構築や監査基準の詳細な理解などのみによって、維持・向上するものではないということである。企業のエクセレント・カンパニーの議論では、「見えざるもの (invisibles)」によって「エクセレント」となることが述べられている。つまり、企業の文化がエクセレント・カンパニーの要素の一つとして挙げられている。監査法人の監査品質においても、詳細なマニュアルの作成、審査体制の確立なども重要な要素であるが、監査法人の文化（より良い仕事を行おうとするマインド、報酬優先でない体制、アカウンティング・プロフェッションの法人へのロイヤルティ、プライドなど）が監査法人の品質の維持・向上にとって重要である。

IFRS に基づく財務諸表が原則主義で作成される場合に、監査人は公共の利益のために、企業が半断した財務諸表項目の見積もり又は不確実性の適切な判断には、上記の監査品質で述べた要件が適切に開発され、運用されることが前提と考える。従って、監査人の判断は、各個人のプロフェッショナルまたは監査法人のみに依存するものではなく、各国における監査制度の熟成度合いなどの文化を含む包括的な内容に依存する事になることに留意する必要がある。

(2) 監査人の判断

監査人の判断を論ずる場合に、一般的に、判断とは何か、会計上の判断とは何かについて検討することが必要である。判断の課題を述べる場合には事実と価値の視点から検討することとしてみよう。

① 判断と会計上の判断について

判断とは、「複雑かつ流動的な心理過程であり、補足しがたい概念である。・・・一般的にいえば、判断とはある主語にある述語を結びつける精神作用である」（青柳、1977）とされる。その判断には、価値判断と認識判断がある。価値判断とは「たとえば、『この絵は美しい』という判断において、“この絵”という主語が“美しい”という述語に結び付けられる。この種の結合が価値判断と呼ばれる。」つまり「価値判断は評価に基づく判断であり、評価とはある対象をある人間に固有の価値尺度ないし価値意識と比較する精神活動である」（同上）。他方、認識判断とは「この絵は幅が・・・メートル」であるという主語と述語の結びつきである。つまり、「価値判断は検証不能であるが、認識判断は事実命題であるので、真か偽かの検証が可能である」（同上）。

それでは、会計上の判断とはどのようなものであろうか。

会計上の判断とは、「会計行為の指針をめぐる判断、いかえれば、いかに会計すべきかの当為判断が主題である。当為判断は認識判断と価値判断との合成であり、価値判断を所与のもの前提すれば、認識判断の検証可能性にてらして、当為判断の成否を検証することができ

る。」(同上)。また、別の表現をすると、「会計上の判断とは、会計基準の枠組み内で、関連する事実や環境に基づき意見を形成するために適切な知識、経験及び客観性を保有している人(人々)が行使されるものである」(C I F i R)そして、「判断は知識、経験及び客観性を持つ人によって異なるものであり、その判断の差異は、ある判断が誤っていて、他の判断が正しいというものを、それ自身示すものではない。従って、判断を評価する人は判断の合理性を評価する(傍点、筆者)のであり、判断は評価する人の意見と異なっているかどうかを評価の基準にすべきではない」(同上)となる。

上記のような考え方に基づいて、現在の会計基準における「会計上の判断する対象」の分類をすることとする。この分類には、さまざまな視点があると考えるが、本稿では、会計上の判断は、(i) 会計方針の選択、(ii) 会計基準の適用範囲、(iii) 会計基準の不十分性、(iv) 表示、(v) 見積り、(vi) 証拠の不十分性の6つの視点(CIFiR)に基づき分類することとする。(下記の図表を参照のこと。)

会計上の判断の分類

| 項目 | 内容 |
|------------|---|
| 1. 会計基準の選択 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般的に会計基準の選択は高度に複雑な判断を要しない ・但し、特定項目に高度の判断が要求される。 <ul style="list-style-type: none"> －デリバティブの定義は特定のデリバティブは基準の範囲外である。このような記述の場合、契約が会計基準の定義内にあるかどうかを決定し、そして、契約が範囲外で基準の限定的適用になるかどうかを決定する。従って、契約条項により複雑な判断を要求されることになる。 |
| 2. 会計基準の適用 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計基準の適用段階における判断の課題がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、ヘッジの有効性テスト、公正価値評価のモデルとインプットの適切性の判断――2010年11月に日本の金融機関が、IFRS財務諸表により、NY証券取引所に上場をしたが、日本会計基準とIFRSとの差異の中に、「デリバティブの公正価値会計の中で、ヘッジの基本的考え方には重要な差異はないが、公正価値の評価方法の適用方法に実務的な差異があり、その結果デリバティブの減少となり、資本勘定の減少となった」(概要であり、詳細は原文を参照のこと)との記述がある。つまり、基本的考え方は同様でも、その実務の適用方法に差異が生じる可能性があることを示している。 ・会計基準の表現の中に「実質的にすべて(substantially all)」、「一般的に(generally)」の用語等は判断を複雑にする可能性がある。 |
| 3. 会計基準の不在 | <ul style="list-style-type: none"> ・現実の取引・事象に対する適切な会計基準がない。判断が要求される。 |
| 4. 財務諸表の表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計処理などの適切な開示方法が主観的側面を持ち、判断が要求される。 |
| 5. 会計上の見積り | <ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金や資産の減損の決定に経営者が使用する仮定や方法論は高度な判断が要求される領域である。 |
| 6. 証拠の十分性 | <ul style="list-style-type: none"> ・証拠の十分性(例えば、貸倒引当金や返品調整引当金)の判断が要求される |

(上記の図表はC I F i R に基づき筆者作成)

上記のように会計判断を考えるとすると、会計判断と経営上の判断との関係はどのように考えればよいのであろうか。

経営上の判断との関係については、「会計上の判断は、経営上の判断の一形態である。経営上の判断は“事実と価値の組み合わせ”といわれる。経営目標として追及する価値があり、経営状況として前提される事実があつて、両者の相関から経営行動の指針、意思決定が生まれる。会計上の判断も、基本的には、この意思決定過程と異ならない。」(青柳、1977)。

それでは、価値と事実との関係はどのように考えたらよいのであろうか。

「価値は任意勝手に設定され、包懷されるものでなく、常に事実との関係が顧慮される。この事実は、物的環境に限らず、周囲の人の価値観も意思決定者にとっては一つの事実である。経営者が周囲の倫理観や利害を無視した価値観を包懷しても、実現はおぼつかない」(同上) ことになる。

このように会計判断と経営判断との関係を考慮した場合には、IFRSの原則主義に基づく経済取引・事象の判断は、「どんな規則を選択し、いかに適用するかは、もはや固定したルールの問題ではなく、流動的な判断の問題である。それは、適用状況についての認識判断と、追及目標としての価値判断に基づき、両者の相関から生まれる当為判断である。」(同上) ということになる。

こうした状況の下で、判断の合理性を評価するときの考慮すべき内容にはとして、下記のがある。(CIFiR)

判断の合理性の評価の要素

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 1. 取引の分析 | ・企業が実施する取引の事業目的と実質を含む分析 |
| 2. 事実の内容 | ・財務諸表の発行時の利用可能な重要な事実 |
| 3. 分析及びレビュー | ・会計原則を含む適切な文献の分析とレビュー |
| 4. 代替的な見解 | ・合理的な代替的な会計処理の長所・短所を含む代替的な見解と見積り |
| 5. 合理性 | ・代替的会計処理及び見積りの選択した会計処理の合理性および投資家のニーズの合理性と外部の専門家の判断 |
| 6. 実質と事業目的 | ・選択した代替的又は見積りと取引及びその課題と事業目的及び実質の関係 |
| 7. 専門性 | ・入手された情報と専門家による適切な水準について |
| 8. 実務の多様性 | ・代替的又は見積りに関する多様な実務の検討 |
| 9. 継続性 | ・代替的又は見積りの適用の継続性 |
| 10. 適切性及び信頼性 | ・使用された仮定およびデータの適切性及び信頼性 |
| 11. 適時性 | ・判断時に使用された時間及び作業の十分性 |

(上記の図表はCIFiRに基づき筆者作成)

会計上の取引および事象に対する判断は、上記の要素を考慮して行うことになるが、当然のことながら、会計上の取引・対象に対する認識判断と価値判断を行使する必要がある。

なお、その会計上の判断は、取引又は事象の経済的実質により判断することになると思われるが、この経済的実質に基づき判断することは現在の会計基準の下で、すべての会計基準が経済的実質に基づいて作成されていないことが指摘されている。例えば、「リース会計、年金会計、

特定の金融商品および自己創出の無形資産は経済的実質の多くの合理的定義を満たしていない会計基準（US GAAPの場合、筆者挿入）により報告されていることがしばしば述べられている」（CIFiR）この内容は、会計基準とは何かということに密接に関係しており、長期的な視点から考える必要がある。

また、IFRSのフレームワークにおいて、財務諸表の基本的考え方が信頼性から表現の忠実性への変更があったとしても、財務諸表の適正性についてその真に求めるものは、究極的には判断する人の価値判断と認識判断により影響されることになるのでなからうか。

さらにIFRSは、約100ヶ国以上で適用されるといわれており、グローバリゼーションの影響を受けた多数の国の文化が異なる中で、同一の判断をするための施策がさらに必要になるかもしれない。文化についてさまざまな内容が議論されているが、ここでは、「文化とは人間社会の規約の上に育まれた知識、習慣、しきたり、モラルといったものの集積であって、その集団においてそれを構成する成員の意識の中に溶け込んで穏やかに慣習法的なレベルにまで高まったものの集合として理解される」（武田，2006）との考え方をとるとすると、IFRSが海外（特に西欧）で作成されることを考えると、IFRSの導入にあたって、文化における一般的な差異である、不確実性の回避、個人主義、達成思考、権力距離（Green Hofstede）などの要素を考慮に入れ、会計基準を効果的に適用することが必要と思われる。

② 監査における職業専門家としての判断

IFRSが原則主義に基づいて作成されるとすると、フレームワークに従った会計基準となり、十分な解釈指針がないといわれている。こうした状況の下で、会計基準の適用にはある程度の幅が発生する可能性があり、監査における職業専門家は解釈の幅がある会計基準に基づいて監査報告書を作成することになるので、特に、IFRSの導入において、職業専門家としての判断は非常に重要になってきている。

まず、職業専門家が実施する業務において、財務諸表監査は監査手続き実施に基づき監査意見を述べるが、その内容は「合理的な保証(reasonable assurance)」を得ることである。この合理的な保証とは、監査の対象となって情報に重要な虚偽表示はないことについて、監査報告書において肯定的に表明された、絶対的でないが高い水準の保証である（IAASB, Handbook）。従って、財務諸表監査における監査意見は、絶対的な保証ではなく合理的な保証であることに留意して、監査人の判断の課題を考える必要がある。なお、財務諸表のレビュー・エンゲージメントは、「限定的保証（limited assurance）」であり、その報告書は消極的保証（negative assurance）である。

職業専門家としての監査人は、財務諸表監査を監査計画の策定、監査手続きの実施および監査報告における意見表明の手続きを実施する。この手続きの中で、特に、監査人は監査証拠、リスク評価、監査意見の形成等において、職業専門家としての判断を行う。

監査証拠とは、監査人は監査意見を述べるにあたり「合理的な基礎」を得るために監査人が入手する情報を監査証拠と言う。リスク評価とは、監査人が監査証拠を入手するためにどのような監査手続を採用するかを選択するための「リスク評価手続」と、それを適用して実際に監査証拠を入手する「リスク対応手続」がある。「リスク評価手続」では、会社の事業内容や経営環境等を考慮してリスクを洗い出し、「リスク対応手続」では記録や文書の閲覧、実査、観察、質問、確認、再計算、再実施、分析的な手続等といった手法が採られる。監査報告における意見表明とは、監査手続の実施後、企業の財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかどうかの意見を表明することである。職業専門家はこうした手続の実施過程の中で、職業専門家としての判断を行う。例えば、監査で発見された誤りが財務諸表の利用者の意思決定に重要な影響を与えるかどうかの判断を行うことになるが、この重要性は具体的な数値基準によって記述されていなく、監査人の職業的専門家としての判断によって決まることになる。

この職業専門家の判断は、監査実施過程の多様な局面で行われることになる。企業のIFRS財務諸表が原則主義に基づいて作成されている場合に、経済取引・事象についての会計処理に解釈をする場合に、職業専門家としての判断を行うことになる。従って、職業専門家の判断は、監査上非常に重要な概念である。

こうした職業専門家の判断とは、「経験を有し、広範囲にわたる教育を受け、そしてプロフェッション内部での専門的訓練を受けたものが行う判断」とのことである。従って、専門家としての経験、広範囲の教育、プロフェッション内の専門的訓練が必要である。そして、「専門的判断は一般に難しく、最も優れた職業専門家でさえも、判断を形成する際、しばしば難しい問題に直面する」(Timothy B. Bell et.al)といわれている。このことは、価値判断は検証不能であるが、認識判断は事実命題であるので、真か偽かの検証が可能であり、当為判断は認識判断と価値判断との合成であるので、複雑な経済取引に対して経済的実質に基づく判断することは、複雑かつ流動的な心理過程となり、適切に判断することが困難になることを示している。専門家の判断はさらに、この専門的判断に対して、「心理学者は、判断プロセスを、関心の対象となっている世界の状況をより正しく理解するために行う認知的活動と特徴づけている」

(Timothy B. Bell et.al)とも言われている。つまり、特定の経済的取引・事象に対して、会計上の判断を行う場合には、当該事象だけを見て判断するのではなく、取引を取り巻く事象を検討して判断する必要があることを示している。

例えば、2008年4月に金融安定化フォーラムでIAASB(国際監査・保証基準審議会)に提言されたIAPS1000「複雑な金融商品の監査における特別な考慮事項(Special Considerations in Auditing Complex financial Instruments)」(『公開草案』)における「価値評価の不確実性」の内容には下記の図表2のように記述されている。但し、下記は限定的な内容の記載であり、広範囲の手続の実施が求められている。

図表 2 複雑な金融商品—価値評価の不確実性と監査手続き(例示)

| 価値評価の不確実性 | 監査手続 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 複雑な金融商品の価値評価は厳密な科学でない。 価値評価の不確実性は見積もりの不確実性の一側面である。 市場相場の心証性、モデルの有効性及び実際の市場活動へのそれらの正確性を対象とする不確実性が、特に、活発に取引されていない非常に複雑な金融商品に対して存在する。 一部の財務報告の枠組みは、複雑な金融商品の結果にかかる不確実性を考慮に入れて、自発的な買い手が値付けで要求するものに合わせて調整するために、価値評価の不確実性に合わせた調整を、企業に要求することがある。 例えば、市場参加者が使用する仮定を反映させるために、モデルが考慮することが出来ない要因を調整することが必要になる。 | <ul style="list-style-type: none"> 公正価値測定のための目的は階層関係のレベルに関係なく同様である。 見積もりの不確実性が増加するにつれ、監査人により多くの判断を必要とし、重要なリスクが増える。 経営者の価値評価方針がることの確認と文書の入手 経営者の複雑な金融商品の性質の検討方法 企業内部で作成された価値評価モデルの虚偽表示リスクの存在の確認と一般に使用されているモデルから逸脱しているかどうかの確認 評価方法の開発者が専門性を有しているかどうか 経営者が方法論の使用に偏向の兆候が存在しているかどうか 経営者の推定値を評価するための推定値または推定許容範囲を開発するための手続きの実施 |

③ 監査アプローチ

上記のような複雑な金融商品や財務諸表項目の見積もりの監査に対する監査のアプローチとしては、①プロセス・ベースド・アプローチ—上記の財務諸表項目の作成プロセスを監査することにより、財務諸表全体の監査意見を形成する方法と②アウトカム・ベースド・アプローチ—上記の財務諸表項目の残高などに対して、直接、監査手続きを実施するがあると思われる。

これらのアプローチを検討する場合には、監査証拠の性質から考慮することとしてみることをとする。

つまり、財務諸表監査において、企業の経済取引・事象に対して会計基準に基づいて作成された財務諸表項目について、監査人としての専門的判断を行う場合に、監査証拠の性質を考慮する事が必要である。監査証拠には、いくつかの分類方法があるが、ここでは、直接証拠と間接証拠とに分類することとする。直接証拠とは、財務諸表項目について直接、実査、立合、第三者からの確認を行うことにより、十分かつ適切な証拠を入手する事である。監査の実施において、全ての財務諸表項目に、直接証拠を入手する事は不可能であるために、間接証拠を入手

し、監査上、十分かつ適切な証拠を入手することとなる。この間接証拠については、「歴史的に、大半の監査証拠は間接証拠であった。間接証拠は、主として、3つの形態をとってきた」(Timothy B. Bell et al) ともいわれている。その3つとは、①内部統制の整備と運用の有効性に関する証拠、②財務諸表項目を構成する要素の相互の整合性に関する証拠、及び③事業活動において独立して作成される資料の整合性に関する証拠(同上筆者加筆・修正)を指す。

財務諸表監査の実施において、財務諸表項目を、直接、監査する場合は、間接証拠を入手する場合に比較して多くないと思われる。現在の財務諸表監査はリスク・アプローチに基づいているが、リスク・アプローチに基づく監査とは、重要な虚偽の表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員や時間を充てることにより、監査を効果的かつ効率的なものとするアプローチである。そのアプローチにおいて重要なことは監査計画段階でのビジネス・アナリシスであり、監査リスク、重要性の評価、監査の実施、監査意見の表明への過程において、非常に重要な要素である。このビジネス・アナリシスのアプローチは、いくつかのものがあるが、本節では、ビジネス・アナリシスを、下記の4つの視点から分析することにより、①マーケットの概況の分析—企業の外部環境、競争環境、規制環境およびマクロ経済環境について行う。②バリュー戦略の分析—企業の競争力および企業のおかれた外部環境における価値創造の戦略の分析を行う。具体的には、企業の目標の内容、企業の目的、コーポレート・ガバナンスの構造、組織構造の分析を行う。③バリュー管理の分析—企業の財務的な目標やその達成状況およびバリュー戦略の実践に向けてガバナンスや管理の構造の分析を行う。具体的には、経営成績、財政状態、リスク・マネジメント、セグメント別業績等の分析を行う。④バリュープラットフォーム・フォームの分析—バリュー管理の目的達成の基盤となるバリュー・ドライバーおよびそれらの管理の分析を行う。具体的には、イノベーション、ブランド、顧客、サプライ・チェーン、従業員、社会的・環境的評判の分析を含む。監査において重要なビジネス・アナリシスに関する情報は非財務情報も含むので、非財務情報の研究成果を財務諸表監査に活用していくことも効果的な監査に利用することも考えることも必要である。また、リスク・マネジメントの検討も監査で重要であり、リスク情報の注記のあり方などの研究成果を利用することも重要である。

つまり、IFRSに基づく監査においては上記のビジネス・アナリシスを行ったうえで、監査リスクを評価し、アサーション、財務諸表全体および取引・勘定残高の段階で監査手続を行う監査アプローチの採用と監査証拠と基にするアプローチを採用することになると思われる。

ただし、現在、IASB(国際会計基準審議会)とIAASB(国際監査・保証基準審議会)とが、財務諸表項目の監査可能性を焦点として定期的な会合を持っている点には留意する必要がある。その目的の一つには、会計基準が理論的に作成されていたとしても、資本市場に開示される財務諸表項目に監査可能性が薄れてきた場合に、財務諸表の投資家からの信頼性についていかに思慮するかについて検討することである。この課題は深遠である。たとえば、アメリカ会計学会が提示した「Alternative Conceptual Framework for the Financial Reporting」は、現存のフレームワークの課題として、財務数値に将来のキャッシュ・フローの金額と時期の予

測を提示すべきかどうか、また、フレームワークは信頼性及び目的適合性の質的特徴を考慮すべきかどうかなどを挙げている。その中で、5つの原則を支援する議論の「取引ベースの会計 (transaction-based accounting)」において、「この会計は明確な利用性を持つ長い歴史を有している。それは、会計は客観的で検証可能な事象に基づき、信頼性と客観性が必要である。・・・アナリストは財務諸表が適切に監査されていることに基づき、適正 (integrity) であることが保証されることになる。」と述べている。

この事は、会計上、長年議論されてきている財務諸表の目的が「持分保護機能」対「情報提供機能」の議論の側面を有しているが、この側面は主として情報提供機能を目的とする IFRS 財務諸表の監査にも影響を与えるように思える。この議論を注視して IFRS 監査の動向を検討することが必要になると思える。

3. IFRS の下での監査の課題

IFRS の適用が、いかなる範囲の企業を対象にし、いかなる程度の強制力をもって適用されるかは議論の外に置くとしても、IFRS の適用が行われる際には、同時に、ISA ないし ISA に準じた監査規範の適用が行われるものと想定される。本節では、その際の課題のうち、以下の2つの点を取り上げて検討してみたい。

(1) 原則主義の下での監査判断

IFRS では、原則主義がとられている。これまでの日本の会計基準は、アメリカ型の詳細な規則を有する規則主義的なアプローチをとってきたことから、原則主義に基づく IFRS の導入によって、さまざまな問題が生じることが予想される。

第1に、IFRS の解釈に関する問題がある。

IFRS に関しては、IFRS の解釈ないし詳細規定を公表することができるのは IFRIC だけであると定められている。そのことは、IFRS を導入 (アドプション) した場合に、日本国内において独自の解釈や詳細規定を出すことができないことを意味する¹。そうした状況において、監査人は、IASB や IFRIC のあるロンドンに IFRS 対応部署等を置き、その拠点を通じて、IFRS の解釈の適切性を尋ねることとなる。さらに、大手の監査事務所では、ロンドンにシンクタンクを有しており、そこで見解の統一を図っているともいわれている²。

このことは、監査事務所においては、現在の実務において品質管理部門に問い合わせている状況が、ロンドンの IASB 担当部門に問い合わせることになるというだけであって、コミュニケーションが一段階増えるだけのことかもしれない。しかしながら、監査実務の現場において

¹ これに対して、自国基準を定めないまでも、事前に IASB との間で、自国における従来の数値基準等についての調整のメカニズムを有するべきであるとの考え方もある。詳しくは、五土嵐 (2009, 14 章) を参照されたい。

² 経団連ほか (2009) では、オーストラリアへの訪問調査において、現地監査事務所がロンドンに対する問い合わせを行っている実態が報告されている。

は、企業側からの問い合わせに対する適時の対応の困難性³が生じるおそれがあり、また、監査担当者に関しては、IFRS の理解と解釈のために、IFRS に精通し、かつ英語の読解及びコミュニケーション能力を有した人材の開発が欠かせなくなるであろう。

第2に、原則主義の下での判断は、誰が最終的にその当否を判断しうるのかという問題がある。

上記のように監査事務所がロンドンとのコミュニケーションの中で監査判断を確定させていくとすると、監査判断の実質的な主体は、日本ではなく、監査事務所の国際的なネットワークの中にあることとなる。

ここで問題としているのは、会計処理・開示の適否の判断において監査事務所が決定権を有することについてではない。実際に、現在でも、会計処理・開示の場面において、監査人は、企業側に対する「監査の指導的機能」の発揮と呼ばれる対応の中で、あるいは、企業側がそれに応じない場合には、「監査の批判的機能」の発揮、すなわち不適正意見とならざるを得ないとの見解を示すことを通じて、企業に一定の対応を求め、自らが適正と判断する会計処理・開示を実現してきていると考えられるからである。

ここで問題なのは、エンフォースメント（法の実現）の問題である。監査人がロンドンのネットワークファームの本部とのコミュニケーションの中で下した監査判断について、日本の行政当局等が後日、適否を判断することができないのであろうか。日本の法制度に依拠して実施される会計制度であり、財務諸表の開示である以上、また、国際的な会計に関する執行機関がない以上、不可侵ということは考えられない。他方、原則主義に基づいて行った判断について、後日、行政当局が問題点を指摘する、あるいは、経営者及び監査人の責任を問うこととなれば、原則主義が揺らぎ、結局は、従来の規則主義と変わらない制度となってしまうと解される。この点について、松尾（2009）では、原則主義のエンフォースメントの問題を指摘した上で、原則主義の下では、刑事及び課徴金等の行政処分におけるエンフォースメントは大幅に減る可能性があることを指摘している。

しかしながら、そうした状況にあったとしても、大手監査事務所のネットワーク等に、会計処理・開示の実質的な判断が大きく依存してしまう状況は、適切なのだろうか。欧州では、エンフォースメントに関する協議機関が設置され、IOSCO においても、エンフォースメントに関する取組みが開始されているものの、現在は、まだかかる取組みは緒についたばかりであるといえよう。

第3に、注記に対する監査の問題がある。

原則主義の下では、経営者は、原則に基づいて自らの企業の状況に応じた会計処理・開示を行うために、その一連の判断を財務諸表注記で開示することが求められることから、注記の分量が非常に多くなる。従来の財務諸表監査においても、監査の対象は、財務諸表とその注記とされており、注記は監査対象であった。しかしながら、従来に比べて、分量が増え、さまざまな会計処理・開示に関する経営者の判断が記載される注記に対しては、監査上、量的・質的に

³ この点については、五十嵐（2009、第13章等）を参照されたい。

異なる対応ないし手続が求められると思われる。

従来の監査があくまでも数値情報に対する監査手続の一環において、情報として注記を把握していたとすれば、原則主義に基づく IFRS の下での注記は、定性的な情報に対する監査に近い様相を呈してくると考えられるのである。たとえば、小西（2010）では、現在、日本の制度上、求められている注記を整理したうえで、財務諸表と注記、注記と財務諸表外情報との間にグレーゾーンがあることを指摘している。IFRS の下では、注記のウェイトが高まり、従来の財務諸表外情報の多くの内容を取り込む形での開示が行われることとなる。そうした場合には、監査は、いかに対応すべきなのであろうか。

ここで明確に否定しておくべきは、注記開示の拡充によって、監査はレビューによって代替されるとか、あるいは監査が一部省略ないし軽減されるといった考え方であろう。私見ではあるが、注記開示に対する監査手続は、数値を証憑等によって裏付けていく手続よりも詳細を極め、多大な監査手続を要求することとなると考えられるからである。

現在、IAASB では、財務諸表注記に対する監査に関して、2011 年 4 月末予定でディスカッション・ペーパーを作成するプロジェクトが進行中である。そこでは、どこまでの証拠を入手すれば、注記に対する十分かつ適切な監査証拠を入手したと解されるのか、といった視点から、注記を性質ごとに分類して、それぞれにいかなる手続を実施すべきか、また注記についての重要性の判断をどのように実施すべきか、といった問題の検討が開始されているのである。

注記に対する監査の問題は、監査証拠や監査意見の形成の観点からも、喫緊の重要な課題であると解されるのである。

(2) 公正価値と監査可能性⁴

IFRS は、主として公正価値を大幅に取り入れた会計基準であると理解されている。こうした公正価値については、従来、会計上の観点から、あるいは、資本市場から見た情報有用性の観点からの議論が中心であったと思われる。しかしながら、いかなる情報であっても、保証が付与されずに、制度としての信頼性を獲得することはできない。現在の公正価値会計の進展は、保証という側面、いわゆる監査可能性という側面を置き去りにしてしまっているのではないかと、懸念があるのである。

公正価値とは、一般に、「秩序立った取引において自発的な第三者間で成り立つ価格」(FASB, 2006) であるが、活発な市場価格があれば「市場価格」、それがなければ、合理的に算定された価格により算定されることとなる。したがって、公正価値に対する監査手続の焦点としては、取引頻度及び取引量を目安として「市場が活発 (active market)」といえるか否かの判断を行うこと、ならびに、さらに市場が活発でない場合には、「理論値の算定が適切か」を判断することとなる。このうち理論値の検証に当たって、監査人は、対象となる有価証券等の性質を理解し、公正価値の測定に使用されているモデルを理解してモデルの適切性の検証を行い、モデルによる計算に用いられているデータ (割引率等) の検証を行うこととなるが、実際には、

⁴ 本項の記述内容は、町田（2009）による。

モデルの理解及び検証は、極めて高度な専門性を求められることから、金融工学の専門家等を利用することが通例となっている。

とくに、最近の金融危機の中でも問題となったように、理論値を検証することが極めて難しいことから、監査人は、客観的に検証が容易な市場価格に頼る傾向があるということである。すなわち、市場価格が得られる場合、市場価格が通常よりも相当低くても、あるいは、本来、「市場が活発」であるとはいえない状況であっても、可能な限り市場価格を用いる傾向にあり、監査人の対応が過度に保守的となっているとの批判を受けたのである⁵。

公正価値会計と退職給付等の一般の見積り項目とを比較した場合に、監査基準に規定される手続の上では、大きな相違はない。すなわち、企業及び企業環境を理解し、リスク要因を識別して評価し、リスクに対応する手続によって監査証拠を収集・評価するというものである。一般には、企業及び企業環境の理解が適切に行われる限り、リスク要因と影響の及ぶ範囲はともに特定可能であるが、金融商品、とりわけ公正価値については、投資自体及び投資理由等の理解が難しいのである。

日本ではまだ適用されていないが、国際監査基準 540 号「見積りの監査」(IAASB, 2008a)では、「公正価値が合理的 (reasonable)」であることを検証するよう求められている。しかしながら、具体的な監査手続の規定としては、A76 項において、企業の利用しているモデルの検証に際して考慮すべき事項として 4 項目を例示しているだけなのである。公正価値評価、とくに CDS 等の複雑な金融商品を多額に保有している場合には、公正価値が合理的かどうかを検証することは、実際問題として不可能に近いように思われる。

現状では、公正価値の監査手続において監査人にできることは、市場価格と理論値のいずれを使用すべきかについてビジネスの実態に合わせた判断を行うこと等に限られている。かかる状況を改善するには、監査手続について、より実務的な一定のガイダンスを用意することも考えられるが、公正価値の特性から見ると、容易なものではないであろう。現在の主題及び規準を所与とするのであれば、監査人は、公正価値の測定に多くの不確定要素があることを監査報告書上で注意喚起すること、あるいは、監査不能な測定値に対しては、一定の範囲で、意見限定をつけることを考慮する慣行を醸成することさえも視野に入れる必要があるかもしれないように思われるのである。

このように、見積り項目の監査について、監査人は必ずしも十分な監査手続が実施できているようには思われない状況にあると思われる。そこで、かつて「監査人は、実際には、どの程度関与し、あるいは、それによってどの程度の保証を得られたと考えているのか」を明らかにするために実施した、以下の調査結果を紹介したい。

⁵ この点について、監査人に対して、過度に保守的な対応を図ることがないよう、また、理論値の検証方法についての専門家の利用を適切に図るよう、PCAOB (2007) 及び IAASB (2008b) から、注意喚起文書が公表されている。

<調査の概要>

- 調査対象——大手監査法人のマネージャー階層の監査業務従事者 30 名
- 調査期間——2008 年 9 月 29 日～12 月 1 日
- 調査方法——面接調査

<調査結果>

- 見積り項目の監査手続によって、当該項目についての合理的な保証（確信）を得られている。（10 名：33%）
- 見積り項目の監査には、さらなるガイダンスが必要である。（7 名：23%）
- 見積り項目の中には、監査では保証が得られないものがある。（19 名：63%）
- 見積り項目の監査において、理論値または監査人の算定した数値の幅に合致しないことをもって、除外事項とすることができる。（10 名：33%）

調査結果を見る限り、多くの監査人は、現在の見積り項目における監査手続によって、必ずしも十分な保証を得られているとは考えていないことが明らかであり、さらには、見積り項目の中には、本来、十分な保証が得られないものがあるとの理解を示している監査人が過半に及んでいる。

他方で、理論値や監査人自身が算定した数値の幅に合致しなくても、除外事項と考えないという見解が一定数見受けられたことには、若干の問題があるであろう。監査人が、自らの算定値に照らして、企業側の見積り項目の妥当性を評価しないのであれば、見積り項目については、監査人の検証が及ばない領域ということになってしまうからである。実際、こうした見解を表明した監査人は、見積り項目について、監査人の側でその妥当性を検証することには限界があるとの考えを示すケースが多かったのである。

このように、公正価値に対しては、監査の現場では、さまざまな形で、監査可能性に関する問題意識が顕在化してきていると解されるのである。IFRS の議論は、監査可能性よりも、現在における価値評価の提示を優先してきたきらいがある。IFRS における概念フレームワークにおいて、検証可能性が忠実性の補完概念として位置づけられているのはその一つの証左かもしれない。硬度のある情報よりも、適時的な情報を優先すること自体は、ディスクロージャーの観点からすれば、避けられないことであったのかもしれない。しかしながら、公正価値が制度会計において広く浸透する中で、今や、財務諸表の監査可能性の問題を再度検討すべきなのではないであろうか。

現在、IAASB においては、IASB とのリエゾンの問題がアジェンダとして挙がっているが、そうした議論の中で、監査可能性の側面からの IFRS 開発への一定のフィードバックが期待されるところである。また、いかようにしても IFRS 側での対応が難しい場合には、監査報告上、一定の措置を講ずることも考えられる。同じく現在、IAASB において議論が始められている、監査報告の見直しのプロジェクトは、監査側からのそうした問題意識を反映したものと解されるのである。

4. おわりに

IFRSは約100ヶ国以上で、コンバージェンス・アドプションに向かって進行している。IFRSの主要な特徴は、原則主義で作成されること、公正価値の広範なる適用、投資家に意思決定に有用な情報を提供する投資家モデルの採用、ディスクロージャーの拡大などである。

こうした主要な特徴は、IFRS財務諸表の監査にも影響を与えることになる。本稿では、原則主義の採用による会計処理に対する判断の行使の問題、公正価値の適用による将来情報および複雑な仮定や不確実性の程度などを包含する財務情報に対する監査可能性の問題、また、多くの国でIFRSが適用されるために発生するグローバルの視点からのエンフォースメント・メカニズムの課題などについて論じてきた。

こうした課題の根幹は、IFRSがスチュワードシップ会計から投資家に対する有用な情報の提供への変更にあるものと解される。IFRSは、将来情報を基盤とし、財務情報が複雑な仮定や不確実性の程度などを含むために、財務情報の信頼性（客観性）の程度に対する監査可能性の問題が大きな課題となってくるのである。

また、原則主義と判断は、各国会計制度の視点から、「資本モデル」と「債権者・税務モデル」とに分類した際の、「資本モデル」の基本的な構造に類似している。つまり、資本モデルは、1066年のノルマンコンクエスト後のイギリスで作りに上げられてコモンローの伝統と関連し、そのコモンローの伝統は、原則の確立を重視し、適用は特定の状況における個々の当事者と法律家の検討に委ねられるとの考え方と同様であると考えられる。したがって、数値による指針など詳細な規則・規定が多い「細則主義」の日本会計基準とは異なり、財務諸表作成者、監査人などのマインド・セットの変更が必要になる。そして、制度の視点からはグローバル・エンフォースメントの課題に向けた活動も必要になる。

グローバル化に基づく会計基準の国際的に統一化の課題はスタート地点に立ったばかりであり、関与する機関のこれからの行動がますます重要になってくると思われる。

<参考文献>

American Accounting Association, Financial Accounting Standards Committee,

“Alternative Conceptual Framework for Financial Reporting”, *Accounting Horizons*

Financial Accounting Standards Board [FASB] (2006), *Statement of Financial Accounting Standards No. 157—Fair Value Measurements*, September.

Green Hodtede, *Culture's Consequences: Comparing Values, Behaviors, Institutions, and Organization Across Nations*, 2nd Edition

International Auditing and Assurance Standards Board [IAASB] (2008a), *International Standard on Auditing 540, Auditing Accounting Estimates, Including Fair Value Accounting Estimates, and Related Disclosures*, February.

—(2008b), Staff Audit Practice Alert, Challenges in Auditing Fair Value Accounting

- Estimates, in the Current Market Environment, October.
- Public Company Accounting Oversight Board [PCAOB] (2007), *Staff Audit Practice Alert No.2, Matters Related to Auditing Fair Value Measurements of Financial Instruments and the Use of Specialists*, December 10.
- SEC Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting(CIFiR),August 1,2008
- UK Financial Reporting Council(2008),*The Audit Quality Framework*.
- 五十嵐則夫 (2009),『国際会計基準が変える企業経営』日本経済新聞出版社。
- Timothy B. Bell, Ira Solomon, Mark E. Peecher、共訳：鳥羽至英 (代表) (2010) 秋月信二 (監訳)・福川裕徳 (監訳・翻訳)・岡島慶・鈴木孝則・永見尊・林隆敏・前山政之・山崎秀彦,『21世紀の公開会社監査』国元書房。
- 青柳文司(1977)『会計学の原理』中央経済社。
- 小西範幸 (2010),「財務報告における注記の位置づけ—財務諸表と財務諸表外情報の区別の観点から—」, 山崎秀彦編著『財務諸表外情報の開示と保証—ナラティブ・リポーティングの保証—』同文館出版, 第6章所収。
- 日本経団連企業会計部会・日本公認会計士協会・財務会計基準機構企業会計基準委員会[経団連ほか] (2009),「国際会計基準(IFRS)に関する豪州調査報告」, 10月。
- 町田祥弘 (2009),「ディスクロージャーの拡充と監査人の判断」,『会計』175巻4号, 4月号。
- 松尾直彦 (2009),「金融商品取引法における国際会計基準のエンフォースメント」,『東京大学法科大学院ローレビュー』4巻, 9月。
- 武田隆二 (2006),「西欧型文化日本型文化の考査—会計文化論の在り方(その1)」,『TKC』。

補論

企業情報開示システムの最適設計に資する監査制度の構築へ向けて

―見積・予測財務情報の保証業務のあり方について―

浦崎直浩（近畿大学）

I. はじめに

日本の企業情報開示システムは、投資家保護の観点から、制度として定着している財務諸表監査制度に加えて、追加的に、四半期レビュー制度、内部統制報告制度等の導入により、開示情報の保証に関連する制度が拡充されてきた。日本の会計制度に国際的な「調和（ハーモナイゼーション）」及び「収斂（コンバージェンス）」が求められてきた経緯は、金融市場のグローバル化と日本企業の国際展開を受けて、それまで不透明との批判があった日本の会計基準を国際会計基準及び米国会計基準に近づける必要性があったためである。

一方、四半期開示制度や内部統制報告制度については、国際的な観点からというのではなく、日本の証券市場における透明性の確保やコーポレートガバナンスの強化の観点から米国の制度に倣って導入されたことは、導入時期や制度内容を考慮すれば明らかである。さらに、今後、原則主義に基づく国際会計基準（IFRS）がアドプションされることになれば、企業サイドの裁量の増大等も踏まえ、説明責任の比重、並びに、それに対処するための企業負担が高まることが想定される。そのため、健全な企業活動を促進するために、各種制度の費用対効果を測定し、制度全体が最適に設計されているかについて再検討の余地があるものと思われる。

各種制度を見直すことは、サブプライム問題に始まる一連の金融危機の発端は開示システムが充実しているはずの米国であったことを考慮すれば、開示システムについて国際的に一律的な対応が必要かどうかについての観点から言っても、一定の合理性を有するものといえる。さらに、日本で導入されている四半期開示制度や内部統制報告制度が導入されていない欧州市場について、日米に比較して投資家保護が不十分であるとの意見は聞かれない。

以下、IFRS導入により生じることになる情報の保証問題について、最適制度設計という観点から1つの方向性を提示しようとするものである。とりわけ、公正価値測定の対象が拡大することにより、情報内容のソフト化が進む中で、情報の信頼性の担保は、過去に発生した経済事象に関する検証可能性に依存するものではなく、将来事象の見積り・予測の方法の合理性や妥当性の検証並びに情報システムそのもののインテグリティに依存したものに变质することになる。

II. IFRS導入に伴う公正価値測定の拡充と情報内容の变质

公正価値会計は、金融財から準金融財へ、準金融財から物財へ拡充化されている。すなわち、公正価値会計は、トレーディング目的の金融資産・金融負債からストックオプションその他金融資産・金融負債を含むすべての金融財へ、さらに、投資不動産といった形態的には物財であるが経済的実質は金融財の特性をもつ準金融財へと、さらには農産物・生物資産や有形固定資

産の再評価といった物財をも包括する方向で拡大しつつあるが、IFRS の基準設定において、公正価値測定がすべての物財ないしプロダクトをも包括する方向で拡大することを意味するものではない（古賀 2008, 12 ; Cairns 2006）。

そのような公正価値測定は、マーケットを通じた将来キャッシュ・フローや自社の見積に基づいた仮定計算が行われるため、数値の信頼性について疑義があると批判される。これは、収支計算に基づく過去の客観性あるデータに基づいて、債権者を保護するという観点から配当可能利益を計算しようとする純利益指向の立場と対立する。ここで、先行して関連する会計基準の設定がなされたアメリカの事例を見ておきたい。米国財務会計基準審議会（FASB）は、2006年に公表した基準書第 157 号において、次のように定義される。

「公正価値は、測定日における市場参加者間での秩序ある取引によって、資産を売却するために受領するか又は負債を移転するために支払う価格である。」（FASB[2006], para.5）

この定義における公正価値は、特定の資産又は負債の測定値を意味する。したがって、その測定値は、資産又は負債に固有の属性を考慮したものであり、具体的には測定日における資産又は負債の状態や立地そしてその売却や利用に関する制約を検討した結果である。ここで、公正価値測定を行うための諸仮定についてまとめておきたい。それを要約したものが図表 1 である。

図表 1 公正価値測定の諸仮定

| |
|-------------------|
| (1) 秩序ある取引 |
| (2) 主要な市場 |
| (3) 市場参加者 |
| (4) 資産・負債の評価アプローチ |

基準書 157 号の内容を要約するならば、当該基準書では、公正価値はそれ以前の基準書における交換価格という概念を踏襲しており、交換価格は市場において資産を売却するかまたは負債を移転するために市場参加者間で行われる秩序ある取引における価格であると明確化された。その取引は報告主体にとって最も有利な市場で行われることが想定されている。資産の売却または負債の移転の取引は、その資産を保有しているまたはその負債を負っている市場参加者の観点から検討された測定日における仮説的取引である。したがって、その定義は、資産を売却したときに受領する価格または資産を移転したときに支払う価格（出口価格）に焦点を当てており、その同一の資産を獲得するために支払う価格またはその同一の負債を仮定したときに受け取る価格（入口価格）には焦点を当てていない。また、当該基準書で強調している点は、公正価値は市場ベースの測定尺度であるということであり、企業に固有の測定尺度ではないという点である。したがって、公正価値は市場参加者が資産または負債の価格付けにおいて利用している仮定に基づいて決定される。

III. IFRS時代の保証業務のあり方

(1) 企業裁量の拡大（原則主義の導入）と監査対応

日本における財務諸表監査は、会計監査人の賠償責任問題も絡んで、保守的な対応が企業サイドに求められる傾向にあり、企業が策定した事業計画の合理性如何に関わらず、繰延税金資産の取り崩しが監査法人から求められる等の問題点が指摘されている。国際会計基準の導入によって、企業の裁量はより一層拡大することが想定されることから、適切な監査手法についての検討が重要となるのではないかと。また、適切な監査手法を検討するにあたって、追加的に生じる企業の説明責任は如何なる制度によって担保することが可能であるかなどの実務上の問題も生じつつある。

現在、会計監査人は全体としての財務諸表に関連し、経営者が行った会計上の見積りの合理性について評価しなければならないこととされているが、実務上は、見積りの確実性を求める等、企業側の見解が必ずしも反映されていないとの指摘がある。より客観的な事象に対する監査と異なり、内部統制の充実化をはかることで、当該見積りに係る監査は、手続き的な合理性を判断するのみ等の整理を行うことで企業裁量を尊重すべき制度構築が求められるのではないかと。このような観点から、開示情報の保証業務について海外の研究成果を紹介し、我が国へ対する含意を提示したい。

(2) 保証業務の種類

国際監査実務委員会が公表する基準等を基礎とする監査概念及び監査業務の種類に関するフレームワークにおいて、監査は次のように定義されている（Parker and Soukseun[1999], pp. 59-73）。

- ① 監査とは、会計責任事項に関する書面による意思表示の信頼性を高めるような積極的意見の表明を通じて高いレベルの保証を行うことを目的とする業務である〔アテスト監査〕（Parker and Soukseun[1999], p. 61）。
- ② 監査とは、会計責任事項に関する書面による意思表示がない場合に、当該事項に関する目的適格で信頼できる情報を提供することによって、そして、当該事項に関する積極的意見の表明を通じて、高いレベルの保証を行うことを目的とする業務である〔直接報告監査〕（Parker and Soukseun[1999], p. 61）。

図表2 監査業務と保証の種類

| 業務の種類 | 監査 | | レビュー | | 合意に基づく手続 |
|------------------|--------|------|--------|------|-----------|
| | アテスト | 直接報告 | アテスト | 直接報告 | |
| 保証水準 | 高水準の保証 | | 中水準の保証 | | 無保証 |
| 書面による 意思表示の有無 | 有 | 無 | 有 | 無 | * |
| 意見表明の形式 | 積極的意見 | | 消極的意見 | | 発見事実のみの伝達 |

出典：Appendix 1 Explanatory Framework for Standards on Audit and Audit Related Services, in: Parker and Soukseun[1999], p. 68. 付録1の監査及び監査関連業務の説明体系図をもとにまとめたものである。

図表2は、監査人が、監査及び監査に関連して実施する業務をまとめたものである。その表に示されているように、監査人の業務は、監査及び監査関連業務（レビュー及び合意に基づく手続）とこれに属さないその他の業務（コンピレーション、コンサルティング、税務等）に分類される。監査人による監査及び監査関連業務は、会計責任事項についてのあるレベルの保証を提供することを目的とする。保証⁶とは、提供される会計責任情報の目的適合性と信頼性についての監査人の満足度を意味する。監査人の満足度、すなわち監査人が表明する保証のレベル及び表明の形式は、監査人が実施した手続の性質及び範囲、手続の結果、獲得された証拠の客観性、会計責任事項に責任を有する関係者による報告の範囲に依存する（Parker and Soukseun[1999], p. 62）。

監査人が提供する監査に関連する業務としてレビューと合意に基づく手続がある。レビュー契約は、検査を含むが、監査人の業務の範囲は、監査のそれよりも狭くなっている。監査人は、実施される手続の性質、時期、及び範囲について責任を有しているが、その手続は監査人が積極的意見の表明を行うために十分に適切な監査証拠を提供するものではない（Parker and Soukseun[1999], p. 63）。したがって、レビューの目的は、会計責任事項について関連する基準に準拠して情報が適正に表示されていないという確信を監査人が抱くような何ものかに注意を喚起させられたかどうかについて監査人が言明することである（消極的意見の表明）（Parker and Soukseun[1999], p. 63）。

消極的意見の表明、すなわち中間レベルの保証は、主として質問及び分析的手続に基づいている。質問及び分析的手続は、会計責任事項に関する意思表示の信頼性についてレビューすることを意図したものである。その手続は、通常、内部統制業務の調査及び評価、記録のテスト、又は視察、確認又は立会等の手続を含んでいない（Parker and Soukseun[1999], pp. 463, 464）。

合意に基づく手続を実施するという契約において、監査人は、保証を表明することができない。監査人は、クライアント又は特定の情報受領者の情報ニーズを満たすためにクライアントが要求する手続を実施するという契約を締結しているからである。監査人は、合意に基づく手続を実施することによって発見事項を報告し、報告書の利用者がその内容を判断することになる（Parker and Soukseun[1999], p. 63）。

以上、Parker and Soukseun[1999]の所説によりながら、企業情報開示の信頼性を担保する保証業務について典型的に明らかにしてきた。IFRSとのコンバージェンスが進められてきた日本の会計基準は、金融商品会計、棚卸資産会計、リース会計、固定資産の減損会計、退職給

6 保証概念は、より具体的には、特定化された重要性レベルの虚偽記載を摘発する信頼性の程度として定義される。保証概念は、情報の信頼性の程度を意味するもので重要性概念と結びつくことによってその有意性が明らかとなる。つまり、ある財務情報が特定のパーセントの信頼性を持つといった場合、当該情報に含まれる誤謬等が全体としてある一定の金額を超過しないことを意味するのである（古賀[1990], 62頁）。

付会計、企業結合会計など見積予測の比重が高まった会計領域が拡大しており、減価償却資産の減価償却についても個別の会社の事情に応じた耐用年数の見積や資産別の耐用年数の見積など、原則主義に基づく裁量的判断が多く求められるようになる。このような領域について、上記のような保証の類型に基づいた適切な保証業務の実施が費用対効果の観点から現実のものとなるであろう。

さらに、企業情報開示システムの最適設計という観点から、投資家の投資意思決定を行う上で重要な判断要素の提供を維持しつつ、企業サイドのコスト負担を軽減し企業の競争力を高めるために、四半期開示制度を簡素化する代替情報として、通期の業績予想の充実も検討することが重要であると考えられる。例えば、一部企業においては既に業績予想に資する事業展開の傾向を把握できる非財務指標（例：携帯電話会社の契約数・解約数、製薬会社のパイプライン情報など）が開示されている。また、このような収益の源泉となる事業傾向を把握できる必要最低限な非財務的要素を業績予想の前提条件として開示することは重要であると考えられるが、必要最低限な非財務情報をどう考えるのかについて検討する必要があるものと思われる。次節では、予測財務情報の開示を拡充する場合の保証業務あり方について検討するものである。

IV. 見積情報及び予測財務情報の保証業務

周知のように、日本では決算短信において、連結と非連結の業績予想として第2四半期累計期間と通期について、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益が公表されている。後藤・桜井 [1993] (86頁)によれば、「経営者自身による予測利益の公表に関する限り、わが国のディスクロージャー制度は世界で最も完備している」と評価されている。また、わが国では「実績利益と同様に予測利益についても、企業が公表した数値のうち事前の予想と相違する部分の割合が大きいほど、株価もまた同一方向へ、よりいつそう大きく変化するという明白な相関関係が存在し」（桜井 [1993]、28頁）、「信頼性に裏づけられた実績利益情報と、強力な目的適合性を備えた予測利益情報が、相互補完的な形で株価形成に反映されている事実」（後藤・桜井 [1993]、87頁）が明らかにされている。

前述のように、仮に、四半期開示制度を簡素化する代替情報として、通期の業績予想の充実する場合、一式の予測財務諸表の作成と公表ということが考えられる。以下に紹介する予測財務情報の信頼性に関する検証手続は、オーストラリアにおける監査制度に基づくものであるが、理論的に合理性と首尾一貫性を備えていることから、我が国における議論の参考となるものである。

オーストラリアにおける予測財務情報の監査の特徴は、後述するように、予測財務情報の性質上、監査の手続を実施したとしても仮定の合理性については積極的保証を認めず、消極的意見の表明に限定されている (Parker and Soukseun [1999], pp. 421, 422)。オーストラリアにおける予測財務情報の保証業務は、監査の手法を意図しながらも仮定の合理性については消極的保証に制限し、それ以外の事項については積極的保証を認めるという意見表明の形式をとっているところに主眼があるといえる。

ここで、歴史的財務情報の検証に関する一般的手続を「文書的検証（事実とルールとの間の対応性）」、「不偏性の検証（ルールの妥当性）」、「操作的検証（ルールと結果との対応性）」、「実証的検証（実査、立会、確認に基づく実在性の検証）」と規定したとき（武田[1998], 73-77頁）、過去の・現在のデータを組み込んで予測財務情報を作成したとしても、予測財務情報の検証手続において予測データと予測財務情報との間の実証的検証（有高の実在性）は、情報の性質上不可能ではないかと考えられる。

したがって、予測財務情報（予測損益計算書、予測貸借対照表、予測キャッシュ・フロー計算書等）の監査は、文書的検証、不偏性の検証、操作的検証という三つの手続に基づいて行われることになる。以下においては、まず予測財務情報の定義及びその信頼性の保証に関する考え方を提示し、次に文書的検証、不偏性の検証、操作的検証という三つの観点に従って監査手続を整理することにした。

図表3 予測財務情報の定義とその種類

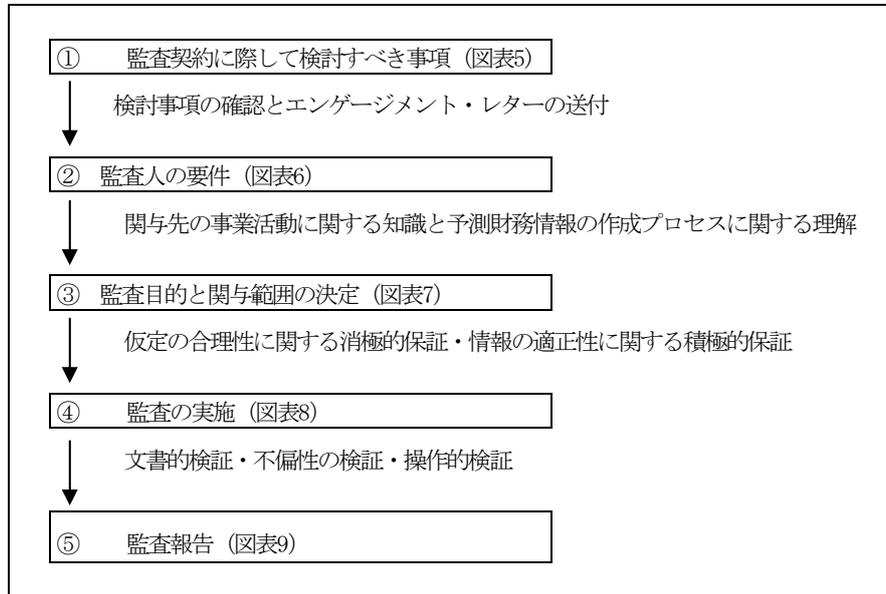
| | | |
|----|--|---|
| 定義 | 予測財務情報は、将来生じる可能性のある事象に関する仮定、ならびに、実体によって確実に行われる行動に関する仮定に基づく情報である。 | |
| 種類 | 予測情報 | 予測情報とは、経営管理者が発生すると期待する将来事象及び情報の作成の時点で採択すると期待する行動に関する仮定（最善の仮定）に基づいて作成される情報である。 |
| | プロジェクション情報 | プロジェクション情報とは、将来事象及び必ずしも行われるとは期待されない経営管理者の行動に関する仮説的仮定に基づいて作成される情報、もしくは、最善の仮定と仮説的仮定が混在して作成される情報を意味する。 |

予測財務情報は、まだ生じていないそして生じないかもしれない条件、事象及び活動に関連しており、基礎となっている仮定を支持するために証拠が利用できるかもしれないが、そのような証拠はそれ自身が一般的に将来指向的なものであり、推測的なものである。そのような証拠は、歴史的財務情報の監査において通常利用できる証拠と明らかに異なるものである。

したがって、予測財務情報の作成の基礎となっている仮定の合理性を評価するときに監査人が利用できる証拠の性質が所与であるとする、それらの仮定に関する積極的な意見を表明するために必要な保証のレベルを獲得することは監査人にとって困難であるかもしれない。結果として、経営管理者の仮定の合理性に関する報告をするときに、監査人は通常最善の見積をもたらず仮定についての消極的な意見を報告しなければならず、仮説的仮定について意見を表明してはならない（Parker and Soukseun[1999], pp. 421-422）。

そのように予測財務情報の監査は、監査人が、予測財務情報の仮定の合理性、仮定に基づく情報作成の適切性、及び表示の適正性に関する意見を表明するものであり、予測財務情報に示される結果の達成可能性までも保証するものではないとされている。以下に紹介する監査基準の手続的な流れを便宜的にまとめたものが、図表4である。

図表4 予測財務情報の監査プロセス



図表5 監査契約に際して検討すべき事項及びエンゲージメント・レター

| | |
|-------------------|---|
| 契約前に検討すべき事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の用途 2. 特定利用者向けか、一般利用者向けか 3. 最善の仮定か、仮説的仮定か 4. 情報の内容（構成要素） 5. 予測期間 6. 以前の期間の財務情報に関する修正監査意見の有無とその内容 |
| 契約を受諾するときに検討すべき事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 監査期間の適切性 2. 実体の経済的実態と成長性、実体の取引活動又はプロジェクト 3. 実体が活動する経済環境及び産業 4. 実体の事業活動の安定性 5. 実体の財務的強度 6. 予測財務情報の仮定に責任を有する経営管理者の評価 7. 予測財務情報の作成に関する経営管理者の過去の記録 8. 実体が活動する事業分野と産業ならびに予測財務情報の報告に関する監査契約チームの経験 9. 仮定に対する責任についての管理機関（たとえば、取締役会）の理解 10. 仮定を裏づけるための第三者からのデータ（産業統計等）の利用可能性 |
| エンゲージメント・レターの送付 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約前に検討すべき事項の確認 2. 仮定に対する管理機関の責任の確認 3. 仮定の設定に関連したすべての情報とソースデータを提供しなければならないという管理機関の責任の明示 |

出典：Parker and Soukseun[1999], pp. 422-423

図表6 監査人の知識・経験

| | |
|---------------------|---|
| 実体の事業活動に関する知識 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 資源及び長短期の資金調達の利用可能性とコスト 2. 実体の財貨・サービスに対する市場の性質・状況 3. 実体が活動する産業に固有の要因（競争、技術革新、規制等） |
| 予測財務情報の作成プロセスに関する理解 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 予測財務情報の作成に利用されたシステムに対する内部統制 2. 予測財務情報作成の担当者の能力と経験 3. 経営管理者の仮定の根拠となっている実体が作成した文書の性質 4. 統計手法、数学的手法、コンピュータ支援手法が利用された範囲とその信頼性 5. 仮定の開発と応用に利用された手法 6. 以前の期間に作成された予測財務情報の正確性と重要な差異の理由 |

出典：Parker and Soukseun[1999], p. 423

図表7 監査目的と関与範囲の決定要因

| | |
|--------------------|---|
| 監査目的 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営管理者の最善の仮定が予測財務情報の作成にとって合理的であるかどうか。 2. 予測財務情報は仮定に基づいて適切に作成されているかどうか。 3. 予測財務情報は明確な報告フレームワークに従って、すなわち、監査済財務報告書において実体が採用し開示した会計方針と一貫性があるような基礎に基づいて適正に表示されているかどうか。 |
| 監査手続の性質・時期・範囲の決定要因 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 重要な虚偽表示の発生確率 2. 過去の監査業務を通じて獲得した知識 3. 予測財務情報の作成に関する経営管理者の能力 4. 予測財務情報が経営管理者の判断によって影響を受ける程度 5. 基礎データの適切性と信頼性 |

出典：Parker and Soukseun[1999], pp. 424-428. ここでは、監査意見表明の内容を監査目的として整理している。

図表8 予測財務情報の検証手続

| | |
|--------|--|
| 文書的検証 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営管理者の最善の仮定を裏づける証拠の源泉とその信頼性の評価 2. 仮説的仮定が使用されるとき、重要な含意を有するすべての仮定が検討されてきたかどうか。 3. 仮説的仮定が予測財務情報の目的と合致するかどうか、そして、仮説的仮定が明らかに非現実的でないかどうか。 |
| 不偏性の検証 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 予測財務情報が歴史的財務情報と一貫性ある基礎に基づいて作成されたかどうか。 |
| 操作的検証 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 予測財務情報が経営管理者の仮定に基づいて適切に作成されたかどうか。 2. 予測財務情報が経営計画等と矛盾しないかどうか。 3. 利子率等の一般的変数に基づく金額の決定に矛盾がないかどうか。 4. 予測期間が適切であるかどうか。 |

出典：Parker and Soukseun[1999], pp. 424-426.

図表9 監査報告書の雛形【最善の仮定の事例】

| | |
|--------------------|---|
| タイトル | 独立監査報告書 (予測財務情報の利用者) 殿 |
| 監査対象 経営者の責任の明示 | <u>監査範囲</u> 我々は、～頁に記載されている「～」期間の「～」社の予測財務情報を監査した。「取締役会の役員」は、予測財務情報の基礎となっている注記に記載されている仮定を含めて、予測財務情報の作成及び表示ならびにその情報内容に責任を有している。我々は「情報利用者」に対して予測財務情報に関する意見を表明するためにかかる情報の独立の監査を行った。 |
| 情報の目的 監査責任の限定 | 予測財務情報は、～の目的をもって「予測財務情報の利用者」へ配布するために作成されたものである。我々は、本監査報告書に依存することに関連して生じることが仮定されるいかなる責任も、又は、「予測財務情報の利用者」以外の利用者が利用する場合に想定されるいかなる責任も、もしくは、予測財務情報の作成目的以外の目的で利用されることにより生じることが仮定されいかなる責任も否認するものである。 |
| 監査目的 監査手続 | 我々の監査は、オーストラリア監査基準に準拠して実施された。監査手続として、予測財務情報の仮定、金額及びその他の開示事項を裏付ける証拠に対して試査に基づく検査ならびに会計方針の評価が行われた。これらの手続は、注記に記載されているような経営管理者の仮定が予測財務情報の作成にとって合理的な基礎を提供するものではないという確信を我々に抱かせるような事実が発見されたかどうか、そして、「～会社」の過去、現在、将来の事業活動に関する我々の理解に矛盾しない当該会社の写像を提供するために、すべての重要な側面について予測財務情報が注記に記載された仮定に基づいて適切に作成されたかどうか、予測財務情報は（「～」に終了した「第～期」の監査済財務報告書において会社が採用し開示した会計方針と一貫した方法の）報告フレームワークに基づいて適正に表示されているかどうかについて意見を形成するために行われたものである。 |
| 保証レベルの明示 | 予測財務情報は、いまだに発生していない又は発生しないかもしれない事象及び活動に関連している。予測財務情報の基礎となっている仮定を裏づけるために証拠が利用できるとしてもこのような証拠は一般に将来指向的であり、それゆえに本来推測的なものである。経営管理者の仮定の合理性を評価するときに利用できる証拠の性格が所与であるとすると、我々はそれらの仮定に関する積極的な意見を表明するために必要な保証のレベルを獲得する立場にない。したがって、我々は、経営管理者の仮定の合理性に関してはより低いレベルの保証を提示することになる。 この監査報告書において表明されている監査意見は上記の事項に基づいて形成されたものである。 |
| 仮定の合理性の消極的保証 | <u>監査意見</u> 仮定を裏づける証拠を検査した結果、注記に記載された仮定が予測財務情報の作成のための合理的基礎を提供するものではないという確信を我々に抱かせるような事実は何も発見されなかった。 |
| 作成と表示の適切性に関する積極的保証 | 我々の意見として (a) 予測財務情報は、注記に記載されている仮定に基づいて適切に作成されている。 (b) 予測財務情報は、次の事項に準拠して適正に表示されている。 (i) 報告フレームワーク (ii) 「～」に終了した「第～期」の監査済財務報告書において会社が採用し開示した会計方針と一貫性のある方法（会計方針の変更を除いて） |
| 達成可能性に関する意見差控 | 実績値は予測財務情報とは異なる可能性がある。その理由は、期待事象はしばしば期待通りには発生しないことがあるからであり、かつ、その差異が重要であることがあるからである。したがって我々は予測財務情報が達成されるかどうかについては監査意見を表明するものではない。 |
| | 日付 住所 |
| | 監査法人 パートナー |

出典：(Parker and Soukseun[1999], pp. 432, 433)

図表9において、最善の仮定を用いて予測財務情報を作成している場合の監査報告書の雛形がまとめられている。仮説的仮定のみで予測財務情報が作成されているときは、仮説的仮定はその性格上その仮定を裏づけるための十分に適切な証拠が利用できないことから、監査人は、仮説的仮定に関する意見を表明してはならない（Parker and Soukseun[1999], pp. 428, 429）。最善の仮定と仮説的仮定に基づいて情報が作成されている場合は、監査人は仮説的仮定が生じるであろうという見込みの下で最善の仮定と予測財務情報について報告しなければならない（Parker and Soukseun[1999], p. 429）。

また、かなり変動性の高い仮定の結果について開示がなされない場合、そして合理的でないと思われる仮定が用いられている場合、監査人は、監査報告書に独立の記載区分を設け、前者について「～を除いて」という意見を表明するか、あるいはその両者について反対意見とその理由を記載しなければならない（Parker and Soukseun[1999], p. 429）。さらに、何らかの理由で必要な監査手続を実施しえない場合、監査人は「～を条件として」という表現か又は監査範囲の制限によって意見表明できないということを明らかにする必要がある（Parker and Soukseun[1999], p. 429）。

図表9に示した監査報告書の監査意見の記載区分からも明らかのように、オーストラリアの監査基準では、仮定の合理性については消極的保証を行い、仮定に基づく情報作成の適切性及び表示の適正性については積極的意見表明がなされていることが特徴となっている。情報作成の適切性と表示の適正性について積極的意見が表明されるのは、歴史的財務情報と同様に監査人が情報作成プロセスを検討し同一の結果をもたらすという意味での検証可能性に基づくものであり、仮定を含めた基礎データの文書的検証は可能であるが仮定そのものの発生可能性は検証できないために仮定の合理性については消極的保証となっていると考えられる。

V. 予測財務情報の信頼性の保証に関する類型的特徴

周知のように、予測財務情報の会計基準がアメリカ及びカナダにおいて設定されたのは、企業が資本調達やM&A等に際して予測財務情報を公表するという実務を規制し、その情報内容を標準化することで投資者を保護しようという目的からであった。また、すでに指摘したように、事業活動の特定の目的との関連で予測財務情報の開示が慣行化するなかで予測財務情報の作成に監査人が関与するよう求められたり、情報利用者から予測財務情報の信頼性に関して保証するよう要請されるようになってきた。

予測財務情報の監査は、当該情報が仮定に基づいて作成されているという情報の性格のために、過去の情報の監査保証と質的に異なるところがある。予測財務情報の検証手続においては、仮定等の証拠書類に基づき作成プロセスを検証し、同一の結果を確認するという意味において過去の情報と同様の検証可能性があるといえるが、予測財務情報の作成の基礎である仮定についてはその合理性（妥当性）に関して検証することはできても、その仮定の発生可能性までも保証することはできないのである。

このような点から、各国の予測財務情報の監査基準を比較してみると、経営管理者が発生の可能性が最も高いと判断した仮定に基づいて作成された予測財務情報の信頼性の保証に関して図表 10 に示すような特徴がみられた。その表からわかるように、監査人は、報告書のなかで次の 3 点について意見表明を行う。

- ① 仮定が合理的であるかどうか（作成のための合理的基礎を提供するかどうか）。
- ② 情報は仮定に基づいて適切に作成されているかどうか。
- ③ 情報は会計基準に準拠して表示されているかどうか（イギリス・オーストラリアの場合には会計基準がないので歴史的財務諸表の作成のために採用された会計方針に従って作成されたかどうか）。

図表 10 予測財務情報の信頼性に関する保証の類型

| 国別 | 会計基準 | | 監査基準 | | | |
|---------|------|--|------|---------|--------------|-------------------|
| | 有無 | 情報内容 | 業務 | 監査意見の形成 | | |
| | | | | 仮定の合理性 | 仮定に基づく作成の適切性 | 表示の会計基準への準拠性(適正性) |
| アメリカ | ○ | 損益計算書 留保利益計算書 貸借対照表 キャッシュ・フロー計算書 要約財務予測報告書 | 検査 | 積極的保証 | * | 積極的保証 |
| カナダ | ○ | 損益計算書 貸借対照表 留保利益計算書 キャッシュ・フロー計算書 | 検査 | 積極的保証 | 積極的保証 | 積極的保証 |
| イギリス | × | * | レビュー | 消極的保証 | 積極的保証 | 積極的保証 |
| オーストラリア | × | * | 監査 | 消極的保証 | 積極的保証 | 積極的保証 |
| 日本 | × | * | * | * | * | * |

その中で問題となるのは、仮定の合理性に関する意見表明である。イギリス及びオーストラリアの基準では、仮定には不確実性が伴い将来発生するかどうかについて確認することができないということから、仮定の合理性については消極的保証を行うという行き方を取っている。消極的保証とは、仮定の合理性を否定するような事実は何も発見されなかったという意見表明の方法である。ここでは、予測財務情報の信頼性に関する保証のあり方についてその材料を提示することにとどめ、上記のような保証形態のいずれか理論的に評価できるかについては今後の検討課題としたい。

図表 10 においてもう一点問題となるのは、イギリス及びオーストラリアでは予測財務情報の会計基準がないにも関わらず、監査基準が設定されているということである。監査とは情報が会計基準に従って作成されたかを検証するものであるという観点から、つまり、一般に公正妥当と認められる会計基準への準拠性を検証することで情報の信頼性を保証しようとするものであるという観点から、会計基準が設定されていない状況にあつて監査基準が先に策定され

ているが、実際に監査は可能であるのかという疑問がある。

VI. むすび

本稿は、企業情報開示システムの最適設計に資する監査制度の構築に向けて、IFRSの導入によって実務における業務の拡大が見込まれる見積・予測財務情報の保証業務を如何に行うことができるのかについて検討を重ねてきた。それを以下に要約することにより本稿のむすびとしたい。

- ① 見積・予測財務情報の監査目的は、予測財務情報の作成の基礎である最善の仮定の合理性を検討し、その仮定に基づき情報が適切に作成され、歴史的財務情報の作成に適用された会計方針と一貫性があるような方法で適正に表示されているかどうかを評価することにより意見を形成することにあるということ。
- ② 予測財務情報の信頼性に関する保証は、図表 10 に示すように、イギリスとオーストラリアにおいては仮定の合理性に関して消極的保証を行うという行き方を取っており、この点がアメリカ及びカナダの基準と異なる特徴となっている。仮定の合理性に関して積極的保証を行うアメリカ・カナダ型が理論的に評価されるのか、あるいは、消極的保証を行うイギリス・オーストラリア型が理論的に妥当性があるのかについては未解決のままである。
- ③ 保証業務は、その前提として会計基準の存在が求められる。日本において決算短資の業績予想をさらに拡充化するためには、予測財務諸表の作成及び開示に関する基準の策定が必要となる。ただし、予測財務情報の作成能力に関連した当該情報の正確性あるいは信頼性の問題、それに起因する法的責任問題など、制度化するためには乗り越えるべきハードルがある。さらに、現在の財務諸表監査はリスク指向監査が行われておりそのため、監査報酬は高額なものとなっている。予測財務情報の開示が強制されると監査リスクはさらに高くなり、監査コストはそれに応じた高額なものになってしまう。

経営者は、自社の経営目的のために外部の特定の利害関係者に予測財務情報（財務諸表）を提供するという事実が知られている。このような予測財務情報の利用可能性の制限は、証券市場でインサイダー取引を誘引するものではないかというおそれがある。そのため、一般投資家が予測財務情報（財務諸表）を利用できない状況においては弱い立場にある投資者の利益を確保するためにも予測財務情報の定期的な開示が必要ではないか。日本では、一定の利益数値の公表が行われているが、それを拡充するためには、会社の取締役に対して将来の事業活動に関する説明を義務づけるためには、受託責任とか有用性という概念を補完する何か別の次元のコンセプトが必要であるように思える。

参考文献

- AARF[1990] The Audit of Small Business Financial Reports, Audit Guide No.3.
- AARF[1993a] The Audit of Prospective Financial Information, Statement of Auditing Practice (AUP) 36, Auditing Standards Board.
- AARF[1993b] Australian Company Financial Reporting: 1993, AARF.
- AARF[1998a] The Audit of Prospective Financial Information, Auditing Standards (AUS) 804, Auditing & Assurance Standards Board.
- AARF[1998b] Measurement in Financial Accounting, Accounting Theory Monograph 10.
- AICPA[1993] Guide for Prospective Financial Information, AICPA.
- Cairns, D. [2006] The Use of Fair Value in IFRS, *Accounting in Europe*, Vol.3, pp.5-22.
- CICA[1982] Financial Forecast. scoped research proposal. Accounting Standards Committee.
- CICA[1983] Review of Financial Forecast by Auditor, CICA.
- CICA[1986] Future-Oriented Financial Information, statement of principles.
- CICA[1989a] Financial Statement Concepts, Accounting Recommendations. CICA Handbook section 1000.
- CICA[1989b] Future-Oriented Financial Information, Accounting Recommendations. CICA Handbook section 4250.
- CICA[1989c] Examination of a Financial Forecast or Projection Included in a Prospectus or Other Public Offering Document, CICA.
- CICA[1993] Compilation of a Financial Forecast or Projection, CICA.
- Ernst&Ernst [1972], Estimates, forecasts and projections report on an Ernst & Ernst survey, in: Prakash, P., and A. Rappaport ed.[1974], *Public Reporting of Corporate Financial Forecasts*, CCH.
- FASB[1978] Statement of Financial Accounting Concepts No.1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises. (平松一夫・広瀬義州訳[1990] 『FASB 財務会計の諸概念 (改訳版)』中央経済社)
- FASB[1980a] Statement of Financial Accounting Concepts No.2: Qualitative Characteristics of Accounting Information, 1980. (平松一夫・広瀬義州訳[1990] 『FASB 財務会計の諸概念 (改訳版)』中央経済社)
- FASB[1980b] Statement of Financial Accounting Concepts No.3: Elements of Financial Statements of Business Enterprises.
- FASB[1980c] Statement of Financial Accounting Concepts No.4: Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations. (平松一夫・広瀬義州訳[1990] 『FASB 財務会計の諸概念 (改訳版)』中央経済社)
- FASB[1984] Statement of Financial Accounting Concepts No.5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises. (平松一夫・広瀬義州訳[1990] 『FASB 財務会計の諸概念 (改訳版)』中央経済社)
- FASB[1985] Statement of Financial Accounting Concepts No.6: Elements of Financial Statements. (平松一夫・広瀬義州訳[1990] 『FASB 財務会計の諸概念 (改訳版)』中央経済社)
- FASB[2000] Statement of Financial Accounting Concepts No.7: Using Cash Flow Information and Present

- Value in Accounting Measurements.
- FASB[2006] SFAS No.157 *Fair Value Measurements*.
- IASC[1988] Proposed Statement, Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, Exposure Draft, May 1988.
- IASC[1989] Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, IASC July 1989.
- ICAEW[1990] Prospective Financial Information, Auditing Guideline, in: Auditing and Reporting 1992/93.
- Ijiri, Y.[1980] Recognition of Contractual Rights and Obligations. research report. FASB.
- Jobson [1993] Jobson's Year Book of Australian Companies 1993/1994, Riddell Information Services Pty Ltd.
- Parker, C. and D. Soukseun[1999], Auditing Handbook 1999, Volume 2 of the Accounting and Auditing Handbook 1999, Prentice Hall, Sydney, 1999.
- Urasaki, N.[1996] Prospective Financial Information: A Survey of Australian Corporate Management, Department of Accounting and Finance, Research Paper 96-05, The University of Melbourne, July 1996
- 浦崎直浩[1989]「財務諸表の基礎概念—カナダ勅許会計士協会の「ハンドブック」・セクション 1000 を中心として—」『商経学叢』第 36 巻第 1 号。
- [1993a]「予測財務情報の特性に関する検討」『商経学叢』第 40 巻第 3 号。
- [1993b]「取引概念の拡大とその会計的認識—未履行契約の認識をめぐって—」『会計』第 143 巻第 4 号。
- [1993c]「将来指向的財務情報の概念的フレームワーク」『商経学叢』第 40 巻第 1 号。
- [1993d]「予測財務情報の開示に関する経営管理者の意識—カナダにおけるアンケート調査結果の分析を中心として—」『商経学叢』第 40 巻第 2 号。
- [2000]『オーストラリアの会計制度に関する研究』近畿大学商経学会。
- [2002]『公正価値会計』森山書店。
- 古賀智敏[1984]「予測財務情報の公開と限定監査」『龍谷大学経済経営論集』第 24 巻第 3 号。
- [1990]『情報監査論』同文館。
- [1993]「予測財務報告の基礎構造」『社会科学研究年報』第 23 号。
- 編[1995]『予測財務情報論』同文館。
- [2008]「国際会計基準と公正価値会計」『会計』第 174 巻第 5 号。
- 編[2009]『財務会計のイノベーション』中央経済社。
- 後藤雅敏・桜井久勝[1993]「利益予測情報と株価形成」『会計』第 143 巻第 6 号。
- 桜井久勝[1993]「利益予測情報の有用性」『税経通信』第 48 巻第 14 号。
- 武田隆二[1976]『情報会計論』中央経済社。
- [1983]「会計情報基準の体系化」『企業会計』第 35 巻第 7 号。
- [1998]『会计学一般教程〔第 3 版〕』中央経済社。
- 盛田良久[1987]『アメリカ証取法会計』中央経済社。